

平成28年2月3日

赤穂市プレミアム商品券
取扱登録店 各位

赤穂商工会議所

赤穂市プレミアム商品券 最終換金日について【お知らせ】

拝啓 春寒の候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、当所事業運営に関し、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、1月31日をもちまして、赤穂市プレミアム商品券の有効期限が終了となりました。
つきましては、最終換金日をお知らせ致しますので、事業所に残っていないかご確認いただき、換金申込の手続をよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

□最終換金申込日について

平成28年2月10日（水）締め → 2月22日（月）支払い

※2月11日以降の商品券換金は受付できませんのでご注意ください。

□換金について

取扱店は、受取った商品券裏面の取扱店印欄に取扱店名が判別できる印を押印し、換金申込書に記入の上、商品券を赤穂商工会議所に持参してください。

注意事項	【利用者の方へ】 1. この商品券は、赤穂市プレミアム商品券取扱店でのみ使用することができます。 2. この商品券は、次の取引では使用できません。①他の商品券、プリペイドカード、切手等換金性があり、広域的に流通しうるものの購入 ②出資、有価証券の購入又は債務の支払等、消費に当たらないもの 3. この商品券は、現金引換えできません。 4. この商品券を使用して行う取引では、つり銭は支払われません。 5. 商品券の盗難、紛失又は毀損に対して、商品券の再発行は行いません。 6. 第三者への商品券の譲渡、売買等の行為は行わないで下さい。 7. 有効期限後は、商品券を使用することはできませんので、お早めにご利用下さい。	【取扱店の方へ】 1. 商品券を持参された方に対して、有効期限までの間に限り、商品券額面相当の物品の販売、サービスの提供を行って下さい。 2. この商品券を使用して行う取引では、つり銭は支払わないで下さい。 3. この商品券は、他の商品券、プリペイドカード、切手等換金性があり、広域的に流通しうるものの購入及び出資、有価証券の購入又は債務の支払等消費に当たらない取引では使用できません。 4. 商品券の盗難、紛失又は毀損に対して、赤穂商工会議所はその責を負いません。 5. 商品券の交換、譲渡及び売買その他本事業の目的に反する行為は禁止します。 6. この商品券を取得した取扱店は、平成28年2月10日までに換金申込書に商品券を添えて赤穂商工会議所まで換金を申し出て下さい。
-------------	--	--

商品券裏面

ここに取扱店名印を押印して下さい。

※締め日までの換金金額が10万円以下は商工会議所窓口にて支払い、10万円超は登録済みの金融機関口座へ振込いたします。（振込手数料は代金と相殺させていただきます）

□問合せ

赤穂商工会議所まで TEL 0791-43-2727